

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

項目	施行日	内容
① 趣 旨	平成22年12月10日	●障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活を支援するための法改正であることを明記
② 障害者の範囲の見直し	平成22年12月10日	●発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
③ 地域における自立した生活のための支援の充実	平成23年10月1日	●グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設 ●重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設（同行援護。個別給付化）
④ 利用者負担の見直し	平成24年4月1日	●利用者負担について、応能負担を原則に ●障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減
⑤ 相談支援の充実	平成24年4月1日	●相談支援体制の強化（市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け、地域移行支援・地域定着支援の個別給付化） ●支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）、サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大
⑥ 障害児支援の強化	平成24年4月1日	●児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実（障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行） ●放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設 ●在園期間の延長措置の見直し（18歳以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するよう見直し。その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。）

その他	(1) 「その有する能力及び適正に応じ」の削除 (2) 児童デイサービスに係る利用年齢の特例 (3) 難病の者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討	} 平成22年12月10日施行
	(4) 成年後見制度利用支援事業の必須事業化 (5) 事業者の業務管理体制の整備 (6) 精神科救急医療体制の整備等	

障害者自立支援法のサービス利用について

平成23年
10月版



社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL.03-3581-9511 FAX.03-3581-4666

全国社会福祉協議会

障害者自立支援法

障害者が地域で安心して暮らせる 社会の実現をめざします

はじめに

障害保健福祉施策は、平成15年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、充実が図られました。

しかし、次のような問題点が指摘されていました。

- ①身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと
- ②サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない（地方自治体間の格差が大きい）こと
- ③支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること

こうした制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、いっそうの推進を図るために、障害者自立支援法が制定されました。

障害者 自立支援法の ポイント

- ①障害の種別(身体障害・知的障害・精神障害(発達障害を含む))にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編
- ②障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供
- ③サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実
- ④就労支援を抜本的に強化
- ⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化

障害のある人々の自立を支えます

障害者自立支援法による、
総合的な自立支援システムの全体像は、
自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています

市町村

介護給付

- 居宅介護(ホームヘルプ)
- 重度訪問介護
- 同行援護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 児童デイサービス
- 短期入所(ショートステイ)
- 療養介護
- 生活介護
- 施設入所支援
- 共同生活介護(ケアホーム)

自立支援給付

訓練等給付

- 自立訓練
- 就労移行支援
- 就労継続支援
- 共同生活援助(グループホーム)

自立支援医療

- 更生医療
- 育成医療*
- 精神通院医療*

補装具

障害者・児

地域生活支援事業

- 相談支援
- コミュニケーション支援
- 日常生活用具の給付又は貸与
- 移動支援
- 地域活動支援センター
- 福祉ホーム
- その他の日常生活又は社会生活支援

支援

- 専門性の高い相談支援
- 広域的な対応が必要な事業
- 人材育成 等

都道府県

福祉サービスの新体系

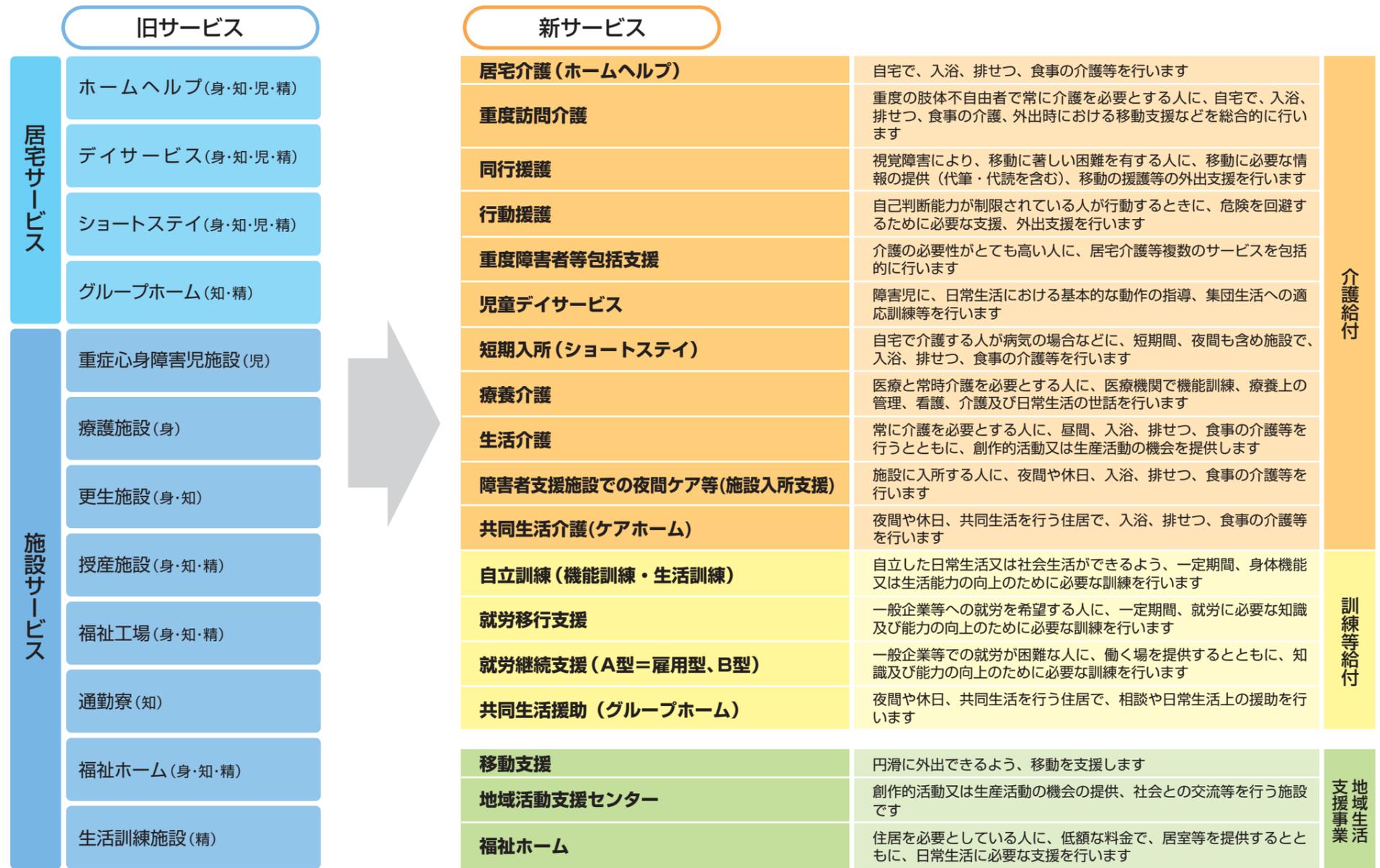
サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）は一定程度、可能となります。



■福祉サービスに係る自立支援給付等の体系



(注)表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。

■日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス(日中活動事業)と夜のサービス(居住支援事業)に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

例えば、現在、身体障害者療養施設を利用している、常時介護が必要な方は、日中活動事業の生活介護事業と施設入所支援を組み合わせて利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護事業を利用し続けることが可能です。

●見直し後

日中活動の場

以下から1ないし複数の事業を選択

療養介護※

生活介護

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

就労移行支援

就労継続支援(A型=雇用型、B型)

地域活動支援センター(地域生活支援事業)

※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施



住まいの場

障害者支援施設の施設入所支援

又は

居住支援
(ケアホーム、グループホーム、福祉ホームの機能)

地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村を中心として以下の事業を実施します。

市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるよう、自治体の創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取り組みを行います。

なお、対象者、利用料など事業内容の詳細については、最寄りの市町村又は都道府県窓口にお尋ねください。

市町村事業

事業名	内容
相談支援事業	障害のある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う者の派遣などを行います。
日常生活用具給付等事業	重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター	障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。
その他の事業	市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：福祉ホーム事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業、社会参加促進事業 等

都道府県事業

事業名	内容
専門性の高い相談支援事業	発達障害、高次脳機能障害など専門性の高い障害について、相談に応じ、必要な情報提供等を行います。
広域的な支援事業	都道府県相談支援体制整備事業など市町村域を超えて広域的な支援が必要な事業を行います。
その他の事業 (研修事業を含む)	都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。 例：福祉ホーム事業、情報支援等事業、障害者IT総合推進事業、社会参加促進事業 等 また、サービス提供者、指導者などへの研修事業等を行います。



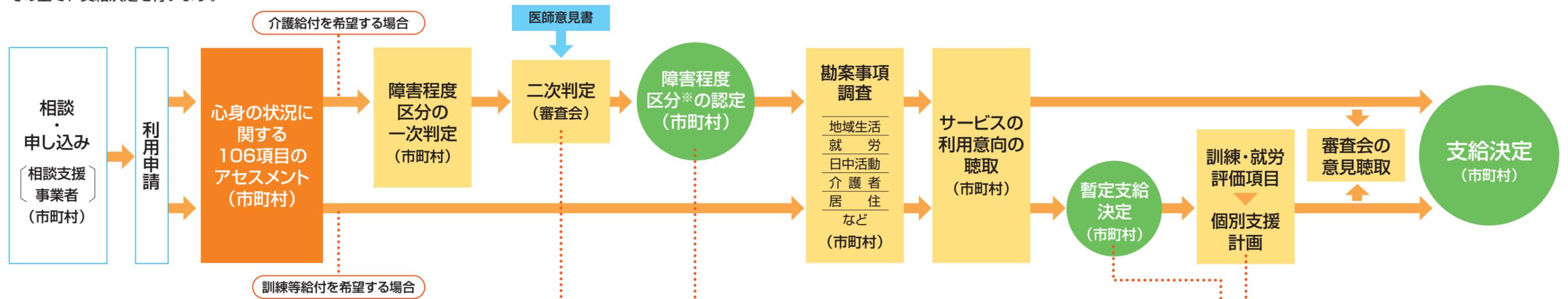
利用の手続き

■支給決定までの流れ

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

- 障害者の心身の状況（障害程度区分）
- 社会活動や介護者、居住等の状況
- サービスの利用意向
- 訓練・就労に関する評価を把握

その上で、支給決定を行います。



※同行援護の利用申請の場合は、別に同行援護アセスメント票によるアセスメントを行います。ただし、身体介護を伴わない場合は、心身の状況に関する106項目のアセスメント、障害程度区分の一次判定、二次判定（審査会）及び障害程度区分の認定は行わないものとします。

①審査会は、障害保健福祉をよく知る委員で構成されます

②介護給付では区分1～6の認定が行われます

一定期間、サービスを利用し、
①ご本人の利用意思の確認
②サービスが適切かどうかを確認

確認ができれば、評価項目にそったお一人お一人の個別支援計画を作成し、その結果をふまえ本支給決定が行われます

※障害程度区分とは

障害程度区分とは、障害者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

障害者の特性を踏まえた判定が行われるよう、介護保険の要介護認定調査項目（79項目）に、調理や買い物ができるかどうかなどのIADLに関する項目（7項目）、多動やこだわりなど行動障害に関する項目（9項目）、話がまとまらないなど精神面に関する項目（11項目）の計27項目を加えた106項目の調査を行い、市町村審査会での総合的な判定を踏まえて市町村が認定します。

利用者負担の仕組みと改善策

利用者負担は現在、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた負担上限月額の設定）となっています。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

■利用者負担に関する配慮措置

	入所施設利用者 (20歳以上)	グループホーム・ ケアホーム利用者	通所施設(事業) 利用者	ホームヘルプ 利用者	入所施設利用者 (20歳未満)	医療型施設利用者 (入所)
定率負担	1 利用者負担の負担上限月額設定 (所得段階別)					
	3 高額障害福祉サービス費 (世帯での所得段階別負担上限)			事業主の負担による 就労継続支援A型 事業(雇用型)の 減免措置		2 医療型 個別減免 (医療、食事療養費と 合わせ上限額を 設定)
	8 生活保護への移行防止 (負担上限額を下げる)					
食費・光熱水費等	4 補足給付 (食費・光熱水費 負担を減免)		食費や居住費につ いては実費負担で すが、通所施設 (事業)を利用し た場合には、6の 軽減措置が受けら れます。		5 補足給付 (食費・光熱水費 負担を軽減)	
	7 補足給付 (家賃負担を軽減)		6 食費の 人件費支給に よる軽減措置			

障害者の利用者負担

1 月ごとの利用者負担には上限があります

●障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円(注2)未満) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ ケアホーム利用者を除きます(注3)。	9,300円
一般2	上記以外	37,200円

(注1) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。

(注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。

(注3) 入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム・ケアホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

●所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※障害児の利用者負担は14ページに記載してあります。

2 医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります

医療型個別減免

●医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、従前の福祉部分定率負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

(20歳以上の入所者の場合)

●低所得の方は、少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担額が減免されます。

【例】重症心身障害児施設利用者(平均事業費：福祉22.9万円、医療41.4万円)、障害基礎年金1級受給者(年金額82,508円)の場合

20歳以上施設入所者等の医療型個別減免



※1 その他生活費

①次のいずれにも該当しない方…25,000円

②障害基礎年金1級受給者、60～64歳の方、65歳以上で重症心身障害児施設入所者、療養介護を利用する方…28,000円

③65歳以上の方…30,000円

※2 計算上は、事業費(福祉)の1割とする。

3 世帯での合算額が基準額を上回る場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます

- 障害者の場合は、障害者と配偶者の世帯で、障害福祉サービスの負担額（介護保険も併せて利用している場合は、介護保険の負担額も含む。）の合算額が基準額を超える場合は、高額障害福祉サービス費が支給されます（償還払いの方法によります）。
- 障害児が障害者自立支援法と児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれか高い額を超えた部分について、高額障害福祉サービス費等が支給されます（償還払いの方法によります）。※世帯に障害児が複数いる場合でも、合算した負担額が一人分の負担額と同様になるように軽減します。

4 5 6 食費等実費負担についても、減免措置が講じられます

（20歳以上の入所者の場合）

- 入所施設の食費・光熱水費の実費負担については、58,000円を限度として施設ごとに額が設定されることとなりますが、低所得者に対する給付については、費用の基準額を58,000円として設定し、福祉サービス費の定率負担相当額と食費・光熱水費の実費負担をしても、少なくとも手元に25,000円が残るように補足給付が行われます。

なお、就労等により得た収入については、24,000円までは収入として認定しません。また、24,000円を超える額については、を超える額の30%は収入として認定しません。

【例】入所施設利用者（障害基礎年金1級受給者（年金月額82,508円、事業費350,000円の場合））

手元に残る額		実費負担	
定率負担相当額 7,920円（※2）	その他生活費（※1） 28,000円	食費、光熱水費 46,587円	補足給付 11,413円
障害基礎年金収入（82,508円）+補足給付（11,413円）			

※1 障害基礎年金1級の者はその他生活費（25,000円）に3,000円加算して計算
 ※2 (82,508円-66,667円) × 50%

（通所施設の場合）

- 通所施設等では、低所得、一般1（グループホーム・ケアホーム利用者（所得割16万円未満）を含む。）の場合、食材料費のみの負担となるため、実際にかかる額のおおよそ3分の1の負担となります（月22日利用の場合、約5,100円程度）。なお、食材料費は、施設ごとに額が設定されます。

7 グループホーム・ケアホームの利用者に家賃助成が講じられます

- グループホーム・ケアホーム（重度障害者等包括支援の一環として提供される場合を含む。）の利用者（生活保護又は低所得の世帯）が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月額1万円を上限に補足給付が行われます。

家賃	補足給付額
1万円未満の場合	実費
1万円以上の場合	1万円

8 生活保護への移行防止策が講じられます

- こうした負担軽減策を講じて、定率負担や食費等実費を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や食費等実費負担額を引き下げます。

あなたの利用者負担はこうなります

■例示

障害者支援施設（生活介護+施設入所支援）を利用している場合（20歳以上）

- 生活介護サービス費+施設入所支援サービス費 350,000円 ●利用される方の年齢 30歳

	生活保護	障害基礎年金2級受給者* (年金月額66,008円)(低所得)	障害基礎年金1級受給者* (年金月額82,508円)(低所得)	一般 (市町村民税課税世帯)
サービス利用料	0円	0円	0円	35,000円
食費等実費負担	58,000円	58,000円	58,000円	58,000円
補足給付後	0円	41,008円	46,587円	
合計負担額	0円	41,008円	46,587円	93,000円

※収入が障害基礎年金のみである場合

グループホームと通所事業を利用している場合

- グループホームのサービス費 60,000円 ●通所事業のサービス費 150,000円

	生活保護	障害基礎年金2級受給者* (年金月額66,008円)(低所得)	障害基礎年金1級受給者* (年金月額82,508円)(低所得)	一般 (市町村民税課税世帯)
サービス利用料	0円	0円	0円	21,000円

※収入が障害基礎年金のみである場合

通所事業とホームヘルプを利用している場合 ※障害者の場合

- 通所事業のサービス費 130,000円 ●ホームヘルプのサービス費 150,000円

	生活保護	障害基礎年金2級受給者* (年金月額66,008円)(低所得)	障害基礎年金1級受給者* (年金月額82,508円)(低所得)	一般1	一般2
サービス利用料	0円	0円	0円	9,300円	28,000円
食費等実費負担	14,300円	14,300円	14,300円	14,300円	14,300円
軽減後	5,060円	5,060円	5,060円	5,060円	
合計負担額	5,060円	5,060円	5,060円	14,360円	42,300円

※収入が障害基礎年金のみである場合

障害児(※)の利用者負担

※20歳未満の入所施設利用者を含む。

障害児施設（知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設）は、措置から契約方式に変わりました。

障害児の保護者は、都道府県に支給申請を行い、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。

なお、これまで同様、現在入所している方のうち障害の程度が重度である場合は、満18歳に達した後の延長利用を可能とするとともに、重症心身障害児施設においては、満18歳を超えていても、新たな施設利用を可能としています。



1 月ごとの利用者負担には上限があります

- 障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。
- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	
低所得	市町村民税非課税世帯	0円	
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円(※)未満)	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用の場合	9,300円
一般2	上記以外	37,200円	

(注) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18、19歳を除く)	障害のある方とその配偶者
障害児 (施設に入所する18、19歳を含む)	保護者の属する住民基本台帳での世帯

※障害者の利用者負担は11ページに記載してあります。

2 医療型入所施設や療養介護を利用する場合、医療費と食費の減免があります

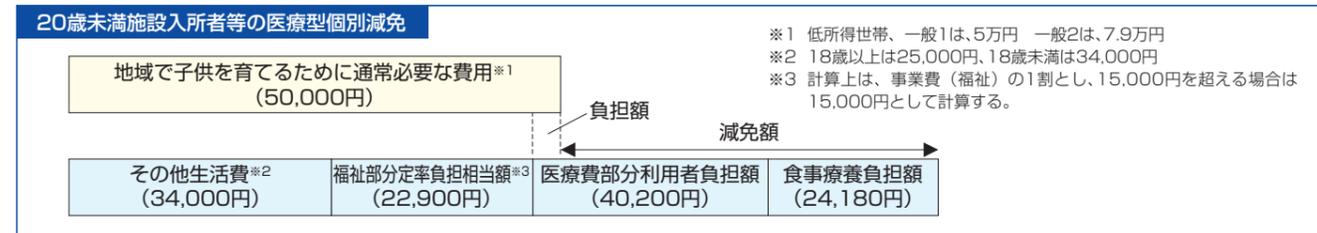
医療型個別減免

- 医療型施設に入所する方や療養介護を利用する方は、従前の福祉部分定率負担相当額と医療費、食事療養費を合算して、上限額を設定します。

(20歳未満の入所者の場合)

- 地域で子供を養育する世帯と同程度の負担となるよう、負担限度額を設定し、限度額を上回る額について減免を行います。※所得要件はありません。

【例】重症心身障害児施設利用者(平均事業費:福祉22.9万円、医療41.4万円)、一般1の場合

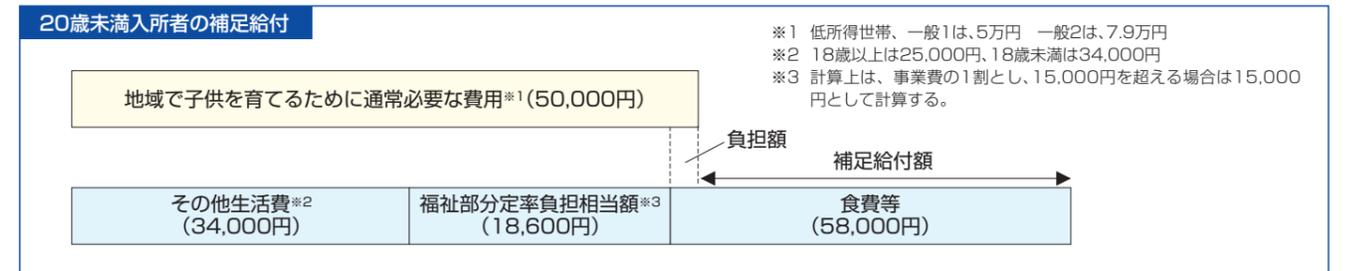


5 福祉型入所施設を利用する場合、食費の減免があります

(20歳未満の入所者の場合)

- 地域で子供を養育する費用(低所得世帯、一般1は5万円、一般2は7.9万円)と同様の負担となるように補足給付が行われます。※所得要件はありません。

【例】知的障害児施設利用者(平均事業費:18.6万円)、一般1の場合



6 通所施設を利用する場合、食費の減免があります

- 障害児の通所施設については、低所得世帯と一般1は食費の負担が軽減されます。具体的には次のとおりとなります。

所得階層	食費
低所得	1,540円
一般1	5,060円
一般2	14,300円 ※軽減なし

※月22日利用の場合。なお、実際の食材料費は施設により設定されます。

福祉型の障害児施設(通所)の利用者負担

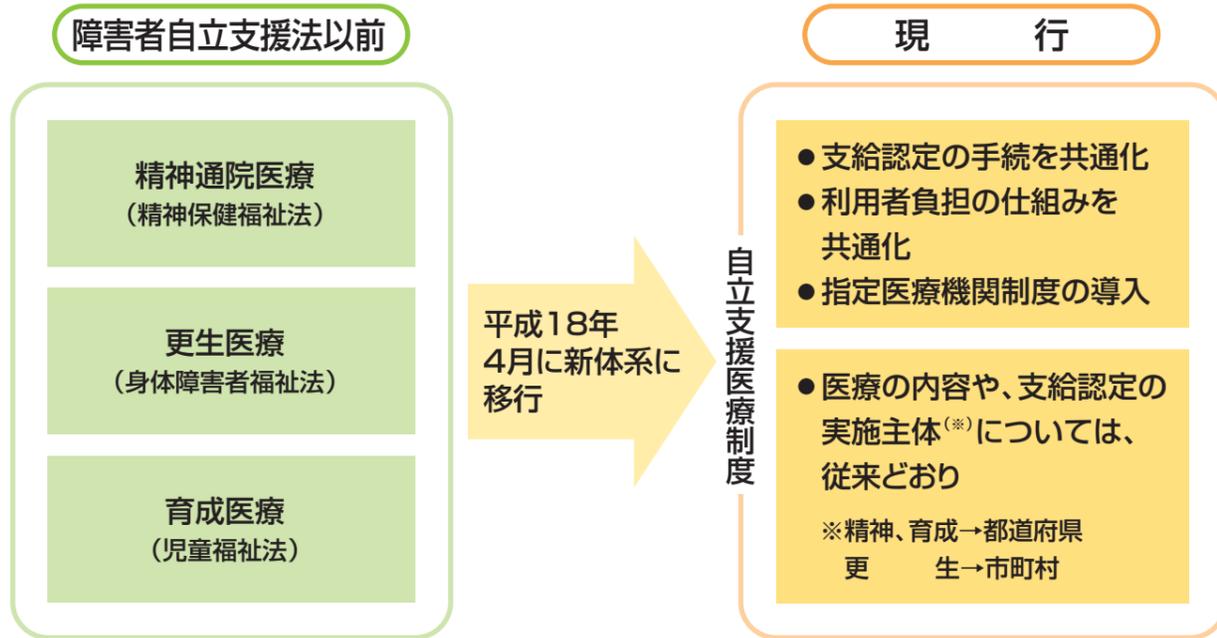
事業費 14.4万円	定率負担	食費等
低所得	0円	1,540円
一般1	4,600円	5,060円
一般2	14,400円	14,300円

医療型の障害児施設(通所)の利用者負担

事業費(福祉)4.9万円 事業費(医療)4.5万円	福祉部分	医療部分	食費等
低所得	0円	4,500円	1,540円
一般1	4,600円	4,500円	5,060円
一般2	4,900円	4,500円	14,300円

障害に係る自立支援医療

従来の障害に係る公費負担医療（精神通院医療、更生医療、育成医療）が自立支援医療に変わりました。



自立支援医療の利用者負担と軽減措置

- 基本は1割の定率負担ですが、低所得世帯の方だけでなく、一定の負担能力があっても、継続的に相当額の医療費負担が生じる人々（高額治療継続者（いわゆる「重度かつ継続」））にもひと月当たりの負担に上限額を設定するなどの負担軽減策を講じています。
- 世帯の単位は、住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。ただし、同じ医療保険に加入している場合であっても、配偶者以外であれば、税制と医療保険のいずれにおいても障害者を扶養しないことにした場合は、別の世帯とみなすことが可能となる場合もあります。
- 入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、入院と通院の公平を図る視点から原則自己負担となります。



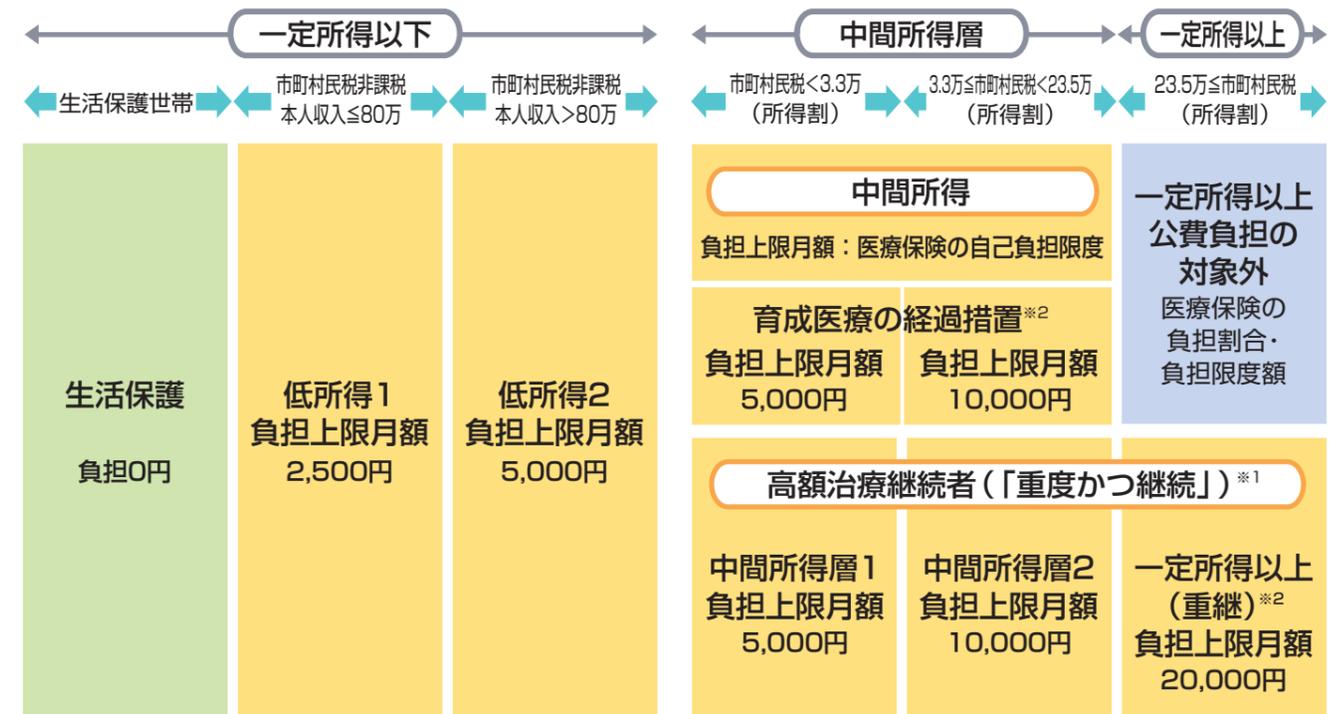
自立支援医療の対象者、自己負担の概要

1. 対象者

従来の精神通院医療、育成医療、更生医療の対象となる方と同様の疾病を有する者（一定所得以上の者を除く）。
（対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり）
※平成22年4月から肝臓機能障害が加わりました。

2. 給付水準

自己負担については原則として医療費の1割負担（■部分）。
ただし、世帯の所得水準等に応じてひと月当たりの負担に上限額を設定。
また、入院時の食事療養費又は生活療養費（いずれも標準負担額相当）については原則自己負担。



※1 高額治療継続者（「重度かつ継続」）の範囲については、以下のとおり。
①疾病、症状等から対象となる者
●更生医療・育成医療 腎臓機能、小腸機能、免疫機能、心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）、肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る／肝臓機能障害は平成22年4月に追加）
●精神通院医療 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害若しくは薬物関連障害（依存症等）の者又は集中・継続的な医療を要する者として精神医療に一定以上の経験を有する医師が判断した者。
②疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者 医療保険の多数該当の者。
※2 育成医療の経過措置及び「一定所得以上」かつ「重度かつ継続」の者に対する経過措置を講じています。



補装具の制度

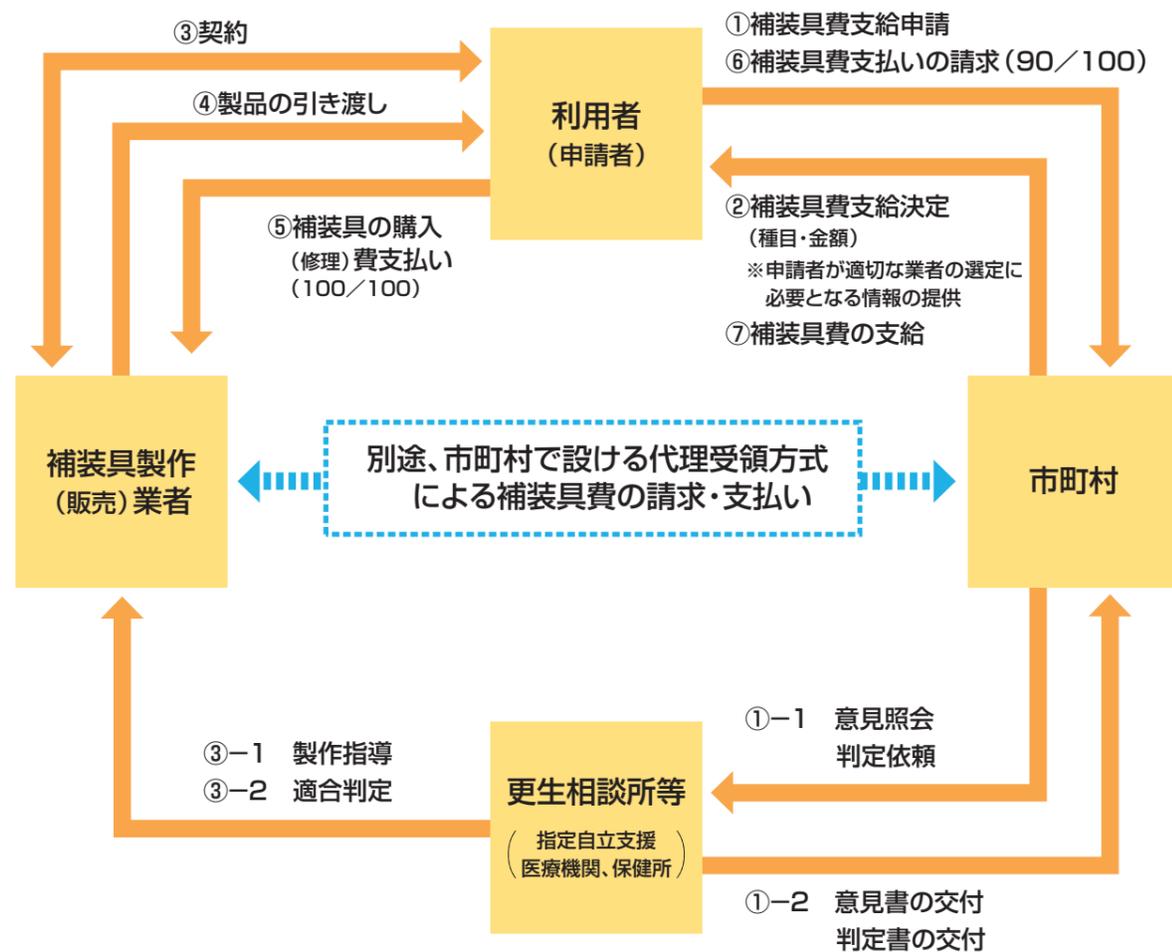
従来の補装具給付制度が、個別給付である補装具費支給制度に変わりました。

補装具	障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等。義肢、装具、車いす等
-----	---

補装具費の支給

- 従来の現物支給から、補装具費の支給へと大きく変わりました。利用者負担についても定率負担となり、原則として1割を利用者が負担することとなります。ただし、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。
- 支給決定は、障害者又は障害児の保護者からの申請に基づき、市町村が行います。

補装具費の支給の仕組み



補装具費支給制度の利用者負担

- 補装具費支給制度の利用者負担は、原則として定率（1割）となっています。ただし、世帯の所得に応じて次の区分の負担上限月額が設定されます。



区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯※	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

※市町村民税非課税世帯
例) 3人世帯で障害基礎年金1級受給の場合、概ね300万円以下の収入

- 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障害者	障害のある方とその配偶者
障害児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

また、こうした負担軽減措置を講じても、定率負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げます。

なお、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

